## 月額利用料表

① 通常、お支払い頂く月額利用料は下記の通りです。

プラン a (単位:月)

	(				
要介護認定等	賃料	管理費	食 費 (30日の場合)	合 計 (30日の場合)	介護保険1~3割負担金額
自立~要介護 5	71,750 円	10,000 円 消費税別	56,500 円 消費税別	138,250 円 消費税別	要介護認定に応じ、別途、
	(非課税)	11,000 円 消費税込	61,020 円 消費税込	143,770 円 消費税込	費用が発生します。

プラン b (単位:月)
要介護認定等 賃料 管理費 食費 合計 (30日の場合) 介護保険1~3割負担金額
111.750 円 10,000 円 56,500 円 178,250 円

※一人当たりの食費内訳(30日計算)

項目	業務委託費	食材費 (1日3食)	合 計 (30日の場合)
金額	31,000 円	850 円	56,500 円
	消費税別	消費税別	消費税別
並供	33,480 円	918 円	61,020 円
	消費税込	消費税込	消費税込

- ※食費の消費税は、8%となります(軽減税率適用)。
- ※業務委託費は欠食の有無に関わらず、月額税別31,000円(税込33,480円)となります。
- ※食材費は1日三食 税別850円(税込918円)となります。
  - 税別850円(税込918円)×喫食日数を当月分の食材費として頂戴します。
- ※1日三食ともお召し上がりにならない場合に限り1日分の食材費は発生致しません。
- ※食事を召し上がらない場合は2日前までに事務員に申し出て下さい。

## ② その他

- ※自立の方、要介護認定を受けていない方で生活サポート(日用品の買物代行、居室清掃、洗濯等)を希望される場合、別途月額税別20,000円(税込22,000円)で生活サポートをさせていただきます。 尚、1ヶ月間(1日~31日迄の1ヶ月単位)生活サポートをご利用にならなかった場合、生活サポート費はいただきません。それ以外の場合にはご利用になった日数・回数に関係なく1ヶ月分の生活サポート費をいただきます。
- ※賃料、管理費、食費は入居日(プランa:前払金の入金日、プランb:敷金の入金日)より発生し、入居日(プランa:前払金の入金日、プランb:敷金の入金日)起算の日割計算となります。但し、契約完了月の入居に限り利用日起算の日割計算となります。
- ※消費税は、管理費、食費、生活サポート費に課税されます。
- ※介護保険1~3割負担金額、医療費、電気水道代、電話設置費用、電話代、日用品、おむつ等の介護用品の 費用は別途負担となります。
- ※介護保険1~3割負担金額は1ヶ月30日としての計算例です。
- ※「ベストライフ堺北」は堺市指定介護保険特定施設です。介護保険1~3割負担金額は下記の通りです。

(参考) (単位:円)

要介護認定	介護保険(総額)	介護保険負担金額(30日計算)		
	(30日計算)	1割負担	2割負担	3割負担
要支援 1	57,370	5,737	11,474	17,211
要支援 2	98,125	9,813	19,625	29,438
要介護 1	169,917	16,992	33,984	50,976
要介護 2	190,921	19,093	38,185	57,277
要介護 3	212,866	21,287	42,574	63,860
要介護 4	233,244	23,325	46,649	69,974
要介護 5	254,875	25,488	50,975	76,463

※人件費、物価の変動等に基づき、入居者及び身元引受人の意見を聴いて改定します。

※レクリエーション費等として、行事費をいただきます。 (月額1,000円)